

連携教育施設（小児科）に関する特例認定規定

糖尿病専門医（小児科）の養成を促進するために、日本糖尿病学会専門医制度規則第2条に基づき、研修指導医または特例研修指導医（小児科）が在籍しない施設に対して、特例として連携教育施設（小児科）を認定する。

【資格】

連携教育施設（小児科）は次の要件を満たすものとする。

1. 認定教育施設（内科）が併設されていることを原則とする。
小児専門病院等で、内科（認定教育施設）が併設されていない医療機関については、近隣の認定教育施設との連携を認める。ただし、症例検討会の定期的開催等、下記（2.～9.）の連携教育施設（小児科）要件を確実に満たすことが出来る場合に限る。
2. 研修カリキュラムに基づく糖尿病学の研修が可能であること。
3. 連携教育施設（小児科）長は研修指導医（内科）のもとで内科と連携した研修計画書を作成し、実施すること。ただし、連携教育施設（小児科）に少なくとも1名以上の日本糖尿病学会会員が在籍すること。
4. 研修計画書には、次の事項を必須要件とする。
 - ①内科と共同して行う症例検討会を定期的に行い（おおむね月1回以上）、その記録を年1回、年間報告に含めて専門医認定委員会に報告する。
 - ②小児糖尿病サマーキャンプへの参加。
5. 16歳未満発症1型糖尿病患者5名以上を含む、10名以上の糖尿病患者を管理中であること。
6. 糖尿病の専門外来があること。
7. 食事指導が常時行なわれていること。
8. 糖尿病患者教育が行なわれていること。
9. 診療記録管理室があること。

【研修期間、研修の認定等について】

1. 連携教育施設（小児科）での研修は、正規の認定教育施設での研修と同等と見なし、連携教育施設（小児科）のみでの研修3年以上、または、両者での研修を合わせて3年以上で専門医申請資格とする。
2. 小児糖尿病サマーキャンプへの1回以上の全日程参加または部分参加（部分参加の場合は、連続2泊3日以上参加）を必要要件とし、その参加証明書を専門医申請書類に加えることとする。
3. 連携教育施設（小児科）での研修終了証明書には、当該施設（小児科）長及び連携研修計画の責任者である内科研修指導医の両名の署名を必要とする。

【認定】

1. 連携教育施設（小児科）の申請は、当該施設（小児科）長と、連携研修計画の責任者である内科の研修指導医が連名で次の各項に定める申請書類を専門医認定委員会に申請する。
 - ①. 連携教育施設認定申請書
 - ②. 診療および連携教育施設内容証明書
 - ③. 研修計画書
2. 専門医認定委員会は随時申請書類によって審査し、認定する
3. 本学会理事長は連携教育施設として認定された診療科に対して、理事会の議を経て本学会連携教育施設証を交付し、学会誌に発表する。認定は5年に更新する。
4. 連携教育施設（小児科）は認定された翌年から、所定の連携教育施設報告書を提出するものとする。
5. 更新時には、申請時と同じ申請書類を提出するものとする。

連携教育施設（小児科）の新規並びに継続の認定は、2009年度から2027年度までの特例とする。その時点で糖尿病専門医（小児科）の養成を推進する趣旨に鑑み、適切な制度の認定について再度検討する。

*本（特例認定）規定の改訂は専門医認定委員会および理事会の議決による

2011年11月27日一部改訂
2016年11月23日一部改訂
2018年3月1日一部改訂
2018年12月22日一部改訂
2024年2月15日下線部改訂